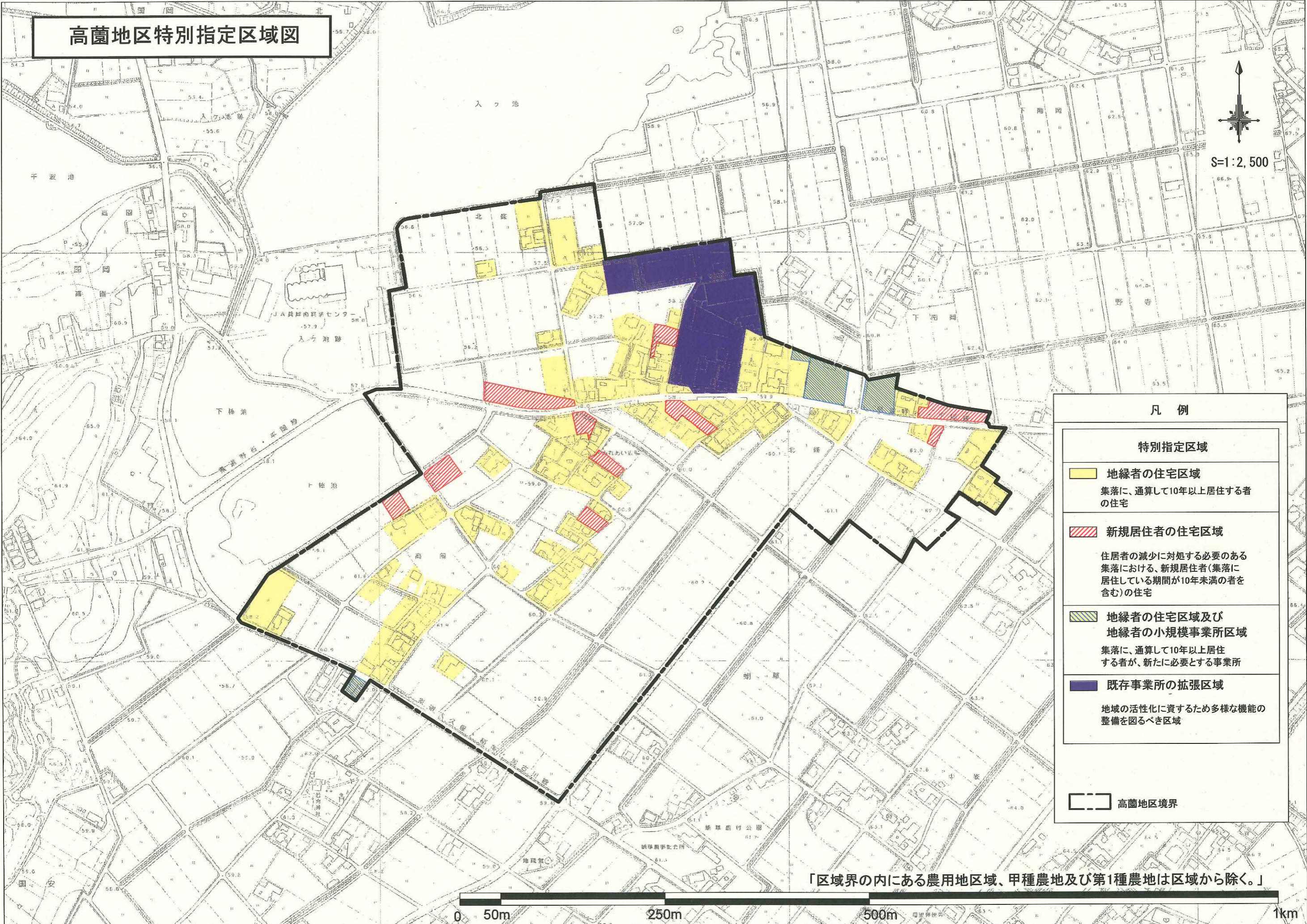


高菌地区特別指定区域図



北
S=1:2,500

凡例

特別指定区域

- 地縁者の住宅区域**
 集落に、通算して10年以上居住する者の住宅

- 新規居住者の住宅区域**
 住居者の減少に対処する必要がある集落における、新規居住者(集落に居住している期間が10年未満の者を含む)の住宅

- 地縁者の住宅区域及び地縁者の小規模事業所区域**
 集落に、通算して10年以上居住する者が、新たに必要とする事業所

- 既存事業所の拡張区域**
 地域の活性化に資するため多様な機能の整備を図るべき区域

- 高菌地区境界**

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は区域から除く。」

0 50m 250m 500m 1km